

売却区分番号	3855 - 1		
見積価額	¥9,100,000	公売保証金	¥1,000,000
財産の表示	1 所在 東京都町田市小山町字二十二号 地番 2446番2 地目 宅地 地積 386.01 平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	第1種低層住居専用地域 第1種高度地区 敷地面積最低限度120平方メートル 日影規制（3時間－2時間） 宅地造成等工事規制区域 景観計画区域（景観形成ゾーン・丘陵地ゾーン） 建蔽率 40% 容積率 80%		
接道状況	北側 幅員約4.8メートル舗装市道 西側 幅員約3.3～4.0メートル舗装市道（建築基準法上の道路） 各々ほぼ等高接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	当局の差押え前から土地所有者所有の未登記建物の敷地として使用		
特記事項	動産あり 電柱及び井戸あり 公売により、対象物件につき、件外未登記建物のために法定地上権が成立する。		
住居表示等	東京都町田市小山町2446番地		
最寄駅等	京王電鉄 相模原線 多摩境駅 徒歩約10分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

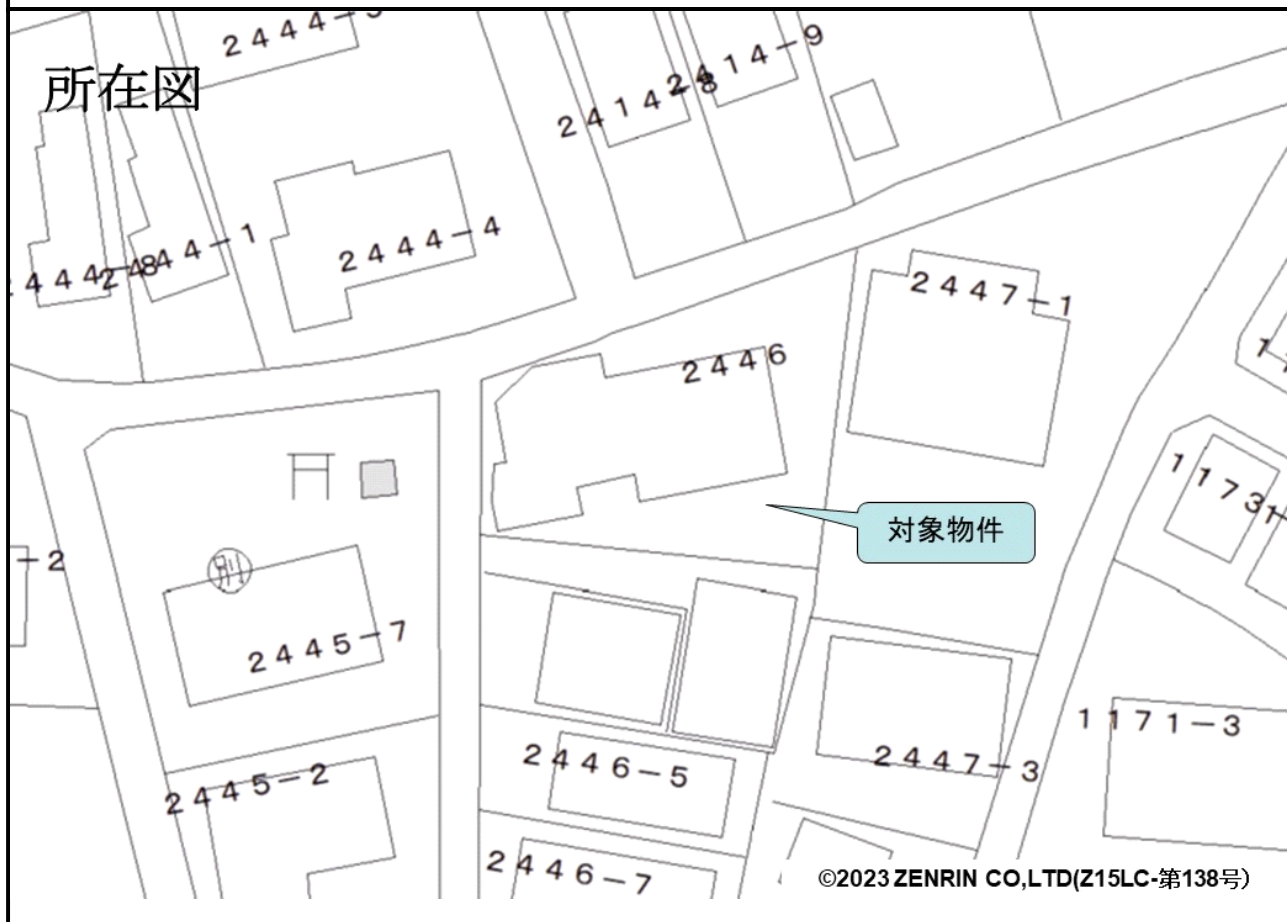
売却区分番号

3 8 5 5 - 1

位置図



所在図



見取図



※建物等はおおよその位置・形状を示している。